

公益財団法人京都高度技術研究所
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都高度技術研究所（以下「この法人」という。）定款第16条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、この法人を主たる勤務先として、この法人の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、通勤手当、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員には、退職金を支給することができる。
- 5 職員を兼務する常勤役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と職員給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、まとめて職員給与として支給することができる。
- 6 非常勤役員のうち、代表理事である理事長及び副理事長については、報酬を支給することができる。
- 7 非常勤役員のうち、重要な使用人を兼務する理事については、役員としては報酬を支給しない。ただし、重要な使用人としての報酬は、この規程により定めるものとする。

- 8 この法人が役員及び評議員を対象とする「役員賠償責任保険」に加入する場合における保険料は、役員及び評議員の報酬とみなす。ただし、この保険料は、この法人が直接保険会社に支払うものとし、第3条第2項、第5項及び第6項に規定する報酬には含まないものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額、別表1「常勤役員の報酬月額」の範囲内で、理事については理事会の承認を得て、監事の場合は監事同士の協議により決める。

- 2 常勤の役員に対する役員賞与の額は、別表2「常勤役員の役員賞与の額」の範囲内で、理事については理事会の承認を得て、監事の場合は監事同士の協議により決める。

- 3 常勤の役員に対する退職金の額は、別表3「常勤役員の退職金の額」の範囲内で、理事については理事会の承認を得て、監事の場合は監事同士の協議により、次の計算方法によって算出した金額を支給する。ただし、算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、1,000円に切り上げる。

「退職時における報酬月額」×「在任期間（年数）」

+「退職時における報酬月額」×「在任期間（端数月数）／12」

なお、在職中特に顕著な功労のあった常勤の理事に対しては、理事長が理事会の承認を得て、所定の退職金の30%を超えない範囲で加算支給することができる。この場合においても、別表3「常勤役員の退職金の額」の額を超えないものとする。

- 4 非常勤の理事長の報酬月額は、別表4「非常勤の理事長の報酬月額」の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て、決める。
- 5 非常勤の副理事長の報酬月額は、別表5「非常勤の副理事長の報酬月額」の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て、決める。
- 6 非常勤役員のうち、重要な使用人を兼務する理事の報酬月額は、別表6「重要な使用人を兼務する非常勤理事の報酬月額」の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て、決める。
- 7 役員を対象とする「役員賠償責任保険」の保険料の額は、別表7「役員を対象とする役員賠償責任保険の保険料」の範囲内で、理事については理事会の承認を得て、監事の場合は監事同士の協議により決める。
- 8 評議員を対象とする「役員賠償責任保険」の保険料の額は、別表8「評議員を対象とする役員賠償責任保険の保険料」の範囲内で、評議員会の決議により、決める。
- 9 常勤の役員に対する通勤手当は、この法人の給与規則（以下「給与規則」という。）に準ずる。

(報酬等の支給日、支給方法)

第5条 報酬は、毎月定めた日に支給する。ただし、その定めた日が金融機関休業日の場合は、その日前における金融機関営業日を支給日とする。

2 役員賞与は、年2回の定めた日に在職する常勤役員に対し支給する。

3 退職金は、完全に引継ぎ事務が完了した後、2カ月以内に支給する。ただし、特別な事情がある場合は、本人と協議して支払期間を変更することがある。

(退職金の支給範囲、不支給等)

第6条 常勤役員が死亡した場合の退職金支給の遺族の範囲、順番、支給しない場合の事項については、別に定める役員退職金支給規程による。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

別表1「常勤役員の報酬月額」

1人あたり月額400,000円以内

別表2「常勤役員の役員賞与の額」

1人あたり年額2,000,000円以内

別表3「常勤役員の退職金の額」

1人あたり5,000,000円以内

別表4「非常勤の理事長の報酬月額」

1人あたり日額50,000円を上限とし、月額400,000円以内

別表5「非常勤の副理事長の報酬月額」

1人あたり日額40,000円を上限とし、月額600,000円以内

別表 6 「重要な使用人を兼務する非常勤理事の報酬月額」

1 人あたり日額 4 0, 0 0 0 円を上限とし、月額 6 0 0, 0 0 0 円以内

別表 7 「役員を対象とする役員賠償責任保険の保険料」

理事の総額で年額 3 0 0, 0 0 0 円以内

監事の総額で年額 5 0, 0 0 0 円以内

別表 8 「評議員を対象とする役員賠償責任保険の保険料」

評議員の総額で年額 1 5 0, 0 0 0 円以内

附 則

(施行期日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

改正 平成 2 5 年 1 2 月 1 日

改正 平成 2 6 年 4 月 1 日

改正 平成 2 9 年 4 月 1 日

改正 令和 8 年 4 月 1 日